

高鍋町告示第31号

平成27年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月28日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成27年9月3日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 池田 堯君  | 水町 茂君  |
| 山本 隆俊君 | 津曲 牧子君 |
| 岩村 道章君 | 岩崎 信や君 |
| 青木 善明君 | 柏木 忠典君 |
| 後藤 正弘君 | 中村 末子君 |
| 黒木 博行君 | 黒木 正建君 |
| 春成 勇君  | 八代 輝幸君 |
| 緒方 直樹君 | 永友 良和君 |

---

○9月7日に応招した議員

同上

---

○9月8日に応招した議員

同上

---

○9月9日に応招した議員

同上

---

○9月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成27年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成26年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 平成26年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成26年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第38号 平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第9 認定第1号 平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第8号 平成26年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第17 議案第39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について
- 日程第18 議案第40号 高鍋町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第41号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正に

ついて

- 日程第20 議案第42号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第43号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第44号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第45号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第46号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第25 議案第47号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第26 議案第48号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第49号 高鍋町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第28 議案第50号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第51号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第52号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第53号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第54号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第55号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 平成26年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成26年度高鍋町財政健全化判断比率について

- 日程第5 報告第6号 平成26年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成26年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第38号 平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第9 認定第1号 平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第8号 平成26年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第17 議案第39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について
- 日程第18 議案第40号 高鍋町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第41号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第42号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第43号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第44号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第45号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第46号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第25 議案第47号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第26 議案第48号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定

について

- 日程第27 議案第49号 高鍋町特定個人情報保護条例の制定について  
日程第28 議案第50号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）  
日程第29 議案第51号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第30 議案第52号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第31 議案第53号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）  
日程第32 議案第54号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第33 議案第55号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算  
（第1号）  
日程第34 平成26年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

出席議員（16名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 池田 堯君   | 2番 水町 茂君   |
| 3番 山本 隆俊君  | 5番 津曲 牧子君  |
| 6番 岩村 道章君  | 7番 岩崎 信や君  |
| 8番 青木 善明君  | 10番 柏木 忠典君 |
| 11番 後藤 正弘君 | 12番 中村 末子君 |
| 13番 黒木 博行君 | 14番 黒木 正建君 |
| 15番 春成 勇君  | 16番 八代 輝幸君 |
| 17番 緒方 直樹君 | 18番 永友 良和君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|               |              |
|---------------|--------------|
| 議会事務局長 田中 義基君 | 事務局補佐 鳥取 和弘君 |
| 議事調査係長 矢野 由香君 |              |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 町長 …………… 小澤 浩一君      | 副町長 …………… 川野 文明君    |
| 教育長 …………… 島埜内 遵君     | 教育委員長 …………… 黒木 知文君  |
| 農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君 | 代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君 |
| 総務課長 …………… 森 弘道君     | 政策推進課長 …………… 三嶋 俊宏君 |
| 建設管理課長 …………… 恵利 弘一君  | 農業委員会事務局長 …… 鳥井 和昭君 |
| 産業振興課長 …………… 川野 和成君  | 会計管理者兼会計課長 …… 間 省二君 |

|        |       |        |        |       |        |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町民生活課長 | …………… | 杉 英樹君  | 健康保険課長 | …………… | 徳永 恵子君 |
| 福祉課長   | …………… | 河野 辰己君 | 税務課長   | …………… | 宮崎守一朗君 |
| 上下水道課長 | …………… | 吉田 聖彦君 | 教育総務課長 | …………… | 中里 祐二君 |
| 社会教育課長 | …………… | 稲井 義人君 |        |       |        |

---

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成27年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成27年第3回定例会が招集されたことにより、去る8月31日、第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会から日程説明など2名が参加して議会運営委員会が開かれましたので御報告いたします。

今議会に提案されます案件は、財政健全化などに関する報告3件、教育委員会委員の任期満了が12月議会前、11月26日であるための同意案件1件、水道事業の未処分利益剰余金処分についての議案、平成26年度決算認定8件、尾鈴畑地かんがい事業内の畜産用水管理に関し川南町へ委託する案件、税条例等の一部改正7件、全部改正1件、条例制定が2件、平成27年度一般会計補正予算6件、合計30件が提案されます。

報告・同意案件1件は本日採決、残りについては特別委員会、常任委員会への付議案件となります。

付議案件に対して執行部からの説明を求め、委員からの意見を求めましたが、条例の一部改正についての確認が行われただけでした。

一般質問者は8名ですので、2日間とすること、この日程を進めることを委員全員賛成でした。

なお、第3回定例会は決算認定でもあり、件数も30件と多いので、短い時間でも中身のある審査を希望して報告いたします。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、後藤正弘議員、12番、中村末子議員を指名いたします。

---

**日程第2. 諸報告**

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これによ

り朗読及び説明を省略して差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣いたしましたので、これにより報告といたします。

次に、本省要望の報告を求めます。团长、緒方直樹議員。

○17番（緒方 直樹君） 17番。御報告いたします。

8月4、5、6の3日間で行われた表敬訪問及び本省要望活動について御報告いたします。

表敬訪問先は米沢市、衆参の国会議員7名、防衛省、そして東京事務所であります。要望活動先は国土交通省で、竹鳩橋架けかえに関する提言書、国道10号線の交通渋滞緩和に関する提言書、1級河川小丸川水系の内水排除機能の確保・強化及び堤防のかさ上げに関する提言書、1級河川小丸川水系の国の直轄管理堅持及び地方分権に伴う権限移譲に関する提言書の計4件で要望を行っております。

まず、初日4日に米沢市へ表敬訪問に行っております。メンバーは、私と新しく議員になられた黒木博行議員、後藤正弘議員、岩村道章議員の3名、そして議会事務局から田中局長の計5名で表敬に行っております。

これは、4年に1回改選で当選した新人議員に、姉妹都市である米沢市と高鍋町とのかかわりを認識してもらい、交流することが目的であります。

なお、市長及び市議会の議長、副議長、それぞれ表敬訪問を終えた後、上杉鷹山公ゆかりの地に赴き認識を深めてもらっております。

次に、2日目であります。この日より町長及び今回の要望に係る課長3名、森課長、恵利課長、そして三嶋課長と合流し、防衛省へ表敬訪問しております。その後、国会議員である江藤議員、武井議員、古川議員、瀆地議員、4名の衆議院議員にそれぞれ表敬訪問をしております。実際にお会いできたのは江藤議員、瀆地議員の2名。そのほか2名の方は公務のため、お会いできませんでしたが秘書にお会いし、それぞれにさきに上げた4件の提言書について説明、そしてお力添えをお願いしております。

最後に3日目であります。初めに、宮崎県の東京事務所へ表敬訪問。その後、国土交通省で提言書の要望活動を行っております。

なお、主な提出先は道路局及び水管理・国土保全局の関係部署であります。

午後より松下議員、長峯議員、武見議員の3名の参議院議員にそれぞれ表敬訪問しております。

実際にお会いできたのは長峯議員と武見議員の2名、松下議員にはお会いできませんでしたが、秘書にお会いし、それぞれさきに上げた4件の提言書についての説明、そしてお力添えをお願いしております。

以上、今回の表敬訪問及び要望活動についての報告を終わります。

○議長（永友 良和） 次に、※月例現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成27年6月1日から平成27年8月31日までの主な政務について御報告を申し上げます。

まず、高鍋町消防操法大会及び東児湯支部操法大会についてでございますが、6月28日、高鍋町スポーツセンターにおきまして高鍋町大会を開催いたしました。各部とも訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

東児湯支部大会につきましては、7月18日、東児湯消防組合において開催され、小型ポンプの部では昨年の第2部に続き第9部が、当町代表として2連覇を果たし、小型ポンプ積載車の部でも第7部が準優勝と堂々たる成績でございました。

次に、咲妃みゆ後援会設立総会についてでございますが、7月10日、中央公民館において開催されました。咲妃みゆさんは本町出身で、昨年9月に宝塚歌劇団雪組のトップ娘役につかれています。当後援会には、町内外から82名の方が加入し、今後さらなる飛躍をバックアップしていくこととしております。

次に、蚊口浜ビーチクリーン活動についてでございますが、7月12日、高鍋海水浴場において行われました。当日は早朝にもかかわらず、町民の皆様ほか関係各団体から約2,000人の御参加をいただき、清掃作業に汗を流しました。

次に、相田みつを展についてでございますが、7月18日から8月30日までの6週間にわたり、高鍋町美術館において開催されました。戦後70年の節目の年に当たります本年、平和への思い、生きることのすばらしさを先生の言葉や書からお伝えできたものと考えております。

次に、きゃべつ畑のひまわり祭りについてでございますが、8月15日、16日の2日間にわたり、染ヶ岡地区において開催されました。同地区環境保全協議会が中心となり、早くも6回目を迎え、本年も80ヘクタール、約1,100万本のひまわりが咲き誇りました。2日目は雨に見舞われたものの、両日で約8,000人もの来場者でにぎわいました。

次に、畜魂慰霊式についてでございますが、8月24日、小並地区にある畜魂慰霊碑の前でとり行いました。未曾有の被害をもたらした口蹄疫の終息宣言から丸5年が経過し、その霊を慰めるとともに、新たな一步を踏み出す一日となりました。

次に、新火葬場西都児湯斎場の竣工についてでございますが、西都、児湯の1市5町で西都児湯クリーンセンター敷地内に建設を進めてまいりました新火葬場西都児湯斎場「再生の杜」が、8月25日稼働いたしました。

総事業費は約13億円で、火葬炉5炉のほか休憩室3室などを併設しております。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い

※後段に訂正あり

願いを申し上げます。

以上です。

○議長（永友 良和） 訂正いたします。先ほど私が例月現金出納検査のところを「月例」と言ってしまいました。おわびして訂正いたします。

以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月18日までの16日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの16日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 報告第5号

### 日程第5. 報告第6号

### 日程第6. 報告第7号

○議長（永友 良和） 日程第4、報告第5号平成26年度高鍋町財政健全化判断比率についてから、日程第6、報告第7号平成26年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 報告第5号平成26年度高鍋町財政健全化判断比率について及び報告第6号平成26年度高鍋町公営企業資金不足比率について一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第5号平成26年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率が、それぞれ括弧書きで記載されております早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町ではいずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第6号平成26年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では水道事業、下水道事業と

も資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（黒木 知文君） 教育委員長。おはようございます。報告第7号平成26年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出するものでございます。

以上でございます。

---

#### 日程第7. 同意第4号

○議長（永友 良和） 次に、日程第7、同意第4号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第4号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の杉田淳子氏が、平成27年11月26日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。昨年の教育委員任命任期ってというのは、9月26日だったですね。昨年ですよ、ほかの方ですよ。今回は1期目が9月からなのに、2期目が11月からとなっております。今回も11月26日が任期満了であるのであれば、当然最初が11月と、交代されたときに11月ということになるのではないかなと思ったものですから、質疑をさせていただきたいと思います。どういう理由かということをお知らせください。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。只今おっしゃられたように、杉田委員の任期のことについてでございますが、1期目の始まりが9月となっており、2期目の始まりが11月となっているところですが、本来杉田委員の任期の始まりは11月であります。

杉田委員の前任の委員が3期目の1年目の8月で辞職をされました。その関係で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の定めによりまして、補欠の場合は前任者の

残任期間とするということで、杉田委員の1期目の始まりが9月となったというものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第4号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第4号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

日程第8. 議案第38号

日程第9. 認定第1号

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第13. 認定第5号

日程第14. 認定第6号

日程第15. 認定第7号

日程第16. 認定第8号

日程第17. 議案第39号

日程第18. 議案第40号

日程第19. 議案第41号

日程第20. 議案第42号

日程第21. 議案第43号

日程第22. 議案第44号

日程第23. 議案第45号

日程第24. 議案第46号

日程第25. 議案第47号

日程第26. 議案第48号

日程第27. 議案第49号

日程第28. 議案第50号

日程第29. 議案第51号

日程第30. 議案第52号

日程第31. 議案第53号

### 日程第32. 議案第54号

### 日程第33. 議案第55号

○議長（永友 良和） 次に、日程第8、議案第38号平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第33、議案第55号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上26件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第38号平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第55号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第38号平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第7号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成26年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額8億2,160万3,111円、歳出総額7億9,690万3,870円、差し引き3億2,469万6,441円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額3億2,244万5,658円、歳出総額2億9,171万3,922円、差し引き2億8,053万5,266円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額4億6,363万5,346円、歳出総額4億6,318万1,146円、差し引き45万4,200円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額4億1,607万7,718円、歳出総額4億6,414万4,111円、差し引き966万3,607円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,052万7,958円、歳出総額974万5,766円、差し引き78万2,192円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額1億6,090万6,088円、歳出総額1億5,806万3,906円、差し引き8,026万1,541円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額1,727万

9,879円、歳出総額1,471万3,759円、差し引き256万6,120円となっております。

次に、認定第8号平成26年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

営業面では給水件数8,965件で、前年度より31件の増、有収水量は199万5,935立方メートルで、前年度より0.8%減少いたしました。

経営面では、税抜き収益的収入総額4億3,902万5,273円、支出総額4億154万2,469円、経常収支は3,748万2,804円でございます。

次に、資本的収支ですが、収入総額8,108万176円に対し、※支出総額は3億1,209万5,720円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億3,201万5,544円は、当年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

次に、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託についてでございますが、本案は尾鈴地区農業水利を活用した同事業に関する事務の管理及び執行を、地方自治法第252条の14第1項の規定により、協議で規約を定め、川南町に委託することについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号高鍋町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主なものは、まず1点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。

2点目は、町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免申請期限につきまして、「納期前7日前」とあるのを、「納期限日」に改めるものでございます。

3点目は、3級品の紙巻きたばこに係る国及び地方のたばこ税につきまして、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることにより、特例税率を廃止するものでございます。

次に、※議案第41号高鍋町国民保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本案は地方税法等の一部改正に伴い、平成26年3月議会で御承認いただきました同条例の一部の施行期日を、「平成29年1月1日」から「平成28年1月1日」に改めるものでございます。

次に、議案第42号高鍋町手数料徴収条例の一部改正についてでございますが、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、通知カードの交付に関する規定が平成27年10月5日から、個人番号カードの交付に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、当該カードの紛失等による再発行手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第43号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案は平成27年1月に介護保

※後段に訂正あり

険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、サービス名称の変更やサービスごとの基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第44号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案は前案と同様に、介護保険法施行規則等の一部改正により、サービスごとの基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第45号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、本案は前案と同様に、介護保険法施行規則等の一部改正により、具体的取扱方針の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正についてでございますが、本案は同祝金について、これまで80歳、90歳及び100歳以上の方々を対象に、※9月15日の敬老の日に支給しておりましたが、100歳以上の方につきましては、それぞれの誕生日において支給できるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正についてでございますが、本案は奨励の対象事業及び奨励措置を見直し、本町における企業立地をさらに推進することを目的に、同条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてでございますが、本案は本年10月から個人番号の付与、通知を初めとして、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の運用を開始いたしますが、個人番号を含む個人情報を利用する事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で利用が認められている※事務以外の事業及び庁内で情報を連携して行う事務については、同法第9条第2項の規定により、条例で定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第49号高鍋町特定個人情報保護条例の制定についてでございますが、本案はマイナンバー制度の運用開始に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条の規定により、個人番号が含まれた個人情報の適正な取り扱いや、その開示、訂正等を実施するための必要な措置について新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億6,794万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億1,169万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出ではふるさと納税促進事業、庁内ネットワークセキュリティー  
※後段に訂正あり

対策用機器等賃貸借事業、通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金事業、地域医療介護総合確保基金補助事業、地域型保育給付事業、宮田親水公園浚渫事業、6次産業化ネットワーク活動交付金事業、魅力ある観光地づくり推進事業、道路維持整備事業、都市計画道路見直し業務委託事業、小型ポンプ購入事業、学校教材備品等購入事業、美術館管理用備品購入事業、農業用施設災害復旧事業、竹嶋橋橋台災害復旧事業等でございます。

また、4月に実施しました人事異動等に伴う人件費の調整をそれぞれ行うものであります。

財源につきましては、分担金及び負担金、国、県支出金、寄附金、町債等でございます。あわせて竹嶋橋橋台整備事業外3件の地方債の追加変更を行うものでございます。

次に、議案第51号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,824万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億9,602万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では職員の人事異動に伴う人件費の減額、平成27年度納付額確定に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の増額及び介護納付金の減額、特定健康診査データ管理システムの最新化に伴う役務費の増額、平成26年度事業実績による国庫負担金返還金の増額でございます。

歳入では、本算定処理を行い、当初課税額が確定したことによる国民健康保険税の減額、平成26年度事業実績による特定健診等国県負担金及び療養給付費等交付金の増額、平成27年度交付額確定に伴う前期高齢者交付金の減額、人件費減額に伴う職員給与費相当分一般会計繰入金の減額、財源調整のための準備積立基金繰入金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第52号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ74万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億4,395万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では職員の人事異動に伴う人件費の減額でございます。

歳入では、平成26年度決算に伴う繰越金の増額及び財源調整のための一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第53号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成26年度事業費確定に伴い、歳入の費目間で財源調整をするものでございます。

次に、議案第54号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ8,353万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,417万5,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では平成26年度事業費確定に伴う国、県支出金及び支払基金返還金並びに一般会計繰出金の増額及び介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、平成26年度事業費確定に伴う介護給付費負担金の増額、平成26年度決算

に伴う繰越金の増額でございます。

次に、議案第55号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ893万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,594万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では大口径メーター設置に係る測量設計業務委託料、工事請負費及び備品購入費の増額でございます。

歳入では基金繰入金、繰越金及び県補助金の増額でございます。

以上、26件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

失礼しました。認定8号のところで、水道ですが資本的収支ですが、収入総額8,108万176円に対し、支出総額は3億1,300を200と申したそうですので、訂正をいたします。

それから、第41号高鍋町国民健康保険税条例を国民保険と言ったそうです。「国民健康」を入れていただきたいと思います。

それから、46号ですね、敬老祝金のところで、9月15日の老人の日を「敬老」と言ったそうですので、「老人の日」に訂正をお願いいたします。

それから、48号の利用事務が認められている事務以外の「事務」というところを「事業」と言ったそうですので、「事務」に訂正をお願いいたします。

以上です。

---

#### **日程第34. 平成26年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告**

○議長（永友 良和） 続きまして、日程第34、平成26年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。

監査委員2名を代表いたしまして、平成26年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成26年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月2日から8月3日までの間、役場におきまして書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月12日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査意見書は皆様のお手元に配付をされております。その内容について御報告を申し上げます。

まず、第1に審査の対象となりましたのは、平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成26年度高鍋町特別会計6会計歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成27年7月2日か

ら平成27年8月3日まで、実質審査日数は17日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出された決算書及び附属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係職員の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他の書類と照合するとともに、必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、抽出で現地調査も実施をいたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初めその他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計から申し上げます。まず最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。収支でございますが、平成26年度一般会計決算の規模は、前年度と比較して、歳入において1億1,926万2,000円上回り、歳出において1億3,103万6,000円前年度を上回っております。収支の運用に関しましては、基金の運用を控除した実質単年度収支で判断をしなければなりません、その実質単年度収支は黒字を計上しておりまして、収支均衡の原則が貫かれ、堅調な財政運営であったという結果が出ております。

次に、歳入について申し上げます。自主財源であります町税が24万8,000円減収となっております。依存財源の地方交付税が4,169万3,000円の減少、地方消費税交付金は消費税の増税に伴い4,236万円の増、国庫支出金は児童措置費負担金、現年発生補助災害復旧費負担金、臨時福祉給付措置事業補助金、子育て世帯特例給付措置事業補助金等の増もありましたが、地域の元気臨時交付金、防災行政無線放送施設整備事業補助金、社会資本整備総合交付金等の減がありまして、全体としては1,839万1,000円の減となっております。

県支出金は、児童措置費負担金、森林整備加速化・林業再生事業費補助金、公共施設再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金等の増がありましたが、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金、介護基盤緊急整備事業補助金、震災対策農業水利施設整備事業補助金等の減がありまして、全体では3,266万7,000円の減となっております。

借入金であります町債は、本庁舎大規模改修事業や災害復旧事業、町体育館大規模改修事業等に取り組んだ結果、1,180万6,000円の増となっております。

収入未済額でございますが、総額で2億7,587万5,000円でございますが、このうち繰越明許費に係る国庫支出金が1億1,116万1,000円、県支出金が1,570万4,000円、町債が4,420万円含まれております。

なお、町税、保育料及び住宅使用料の収入未済額合計が1億475万円で前年度と比較して697万9,000円減少をしております。

また、高鍋めいりんの里運営資金貸付金元利収入が延納月割納入となっております、全体では依然としては多額でありまして看過できない状況であります。特に、住宅使用料は、滞納額が減少しておりません。的確な対応が求められます。

不納欠損額は町税及び保育料で690万3,000円となっております、総額では前年度と比較して360万1,000円減少をしております。

また、町税滞納処分の執行停止中の額は1,541万8,000円で、大幅に減少をしております。

次に、歳出でございますが、義務的経費おきましては、公債費は減少しておりますが、人件費は平成25年度まで東日本震災復興の関係で実施をされておりました職員の給与減額措置の終了が主な要因となって増加をしております。扶助費も私立保育園委託費、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、訓練等給付費金等の増によりまして1億6,090万7,000円増加し、全体では2億234万2,000円増加をしております。

投資的経費は、庁舎大規模改修事業やわかば保育園防音機能復旧工事、中央公民館太陽光発電装置設置工事、小丸河川敷多目的施設建設事業、災害復旧事業等の増はありましたが、防災行政無線施設整備事業、介護基盤緊急整備事業補助金、町営小丸団地外壁改修事業、尾鈴土地改良事業負担金、町体育館大規模改修事業、震災対策農業水利施設整備事業等の減がありまして、全体では、前年度と比較して1,615万1,000円、1.4%の減となっております。

その他の経費では、森林整備加速化・林業再生事業費補助金等の増によりまして補助費等が5,397万2,000円の増となっております。

また、繰出金は、特別会計繰出金の増加によりまして6,926万4,000円増加をしております。

基金は、財政調整基金の積み立てが行われまして、平成27年5月末残高が12億6,052万1,000円となりまして、緊急時の対応力が向上をしております。公共施設等整備基金は一部取り崩されておりますが、平成27年5月末残高は10億9,641万5,000円となりまして、公共施設等の改善資金の確保が図られております。

以上の実績から、第5次行財政改革後も財政健全化に取り組まれるとともに、基金の積み立てにも取り組まれることによって、財政の健全度を図ります各種財政指標も随時改善されるなど、財政規律を重視する一方で、各種の補助制度を積極的に利用し、防災無線の整備や庁舎の耐震化、教育環境の整備に取り組まれるなど、平成26年度一般会計の運営は効果的であるとともに適正であったものと認められます。

また、今後の財政運営に当たりましては、引き続き財政健全化に取り組み、歳入面においては財源確保のために各種補助金を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けて収入未済額の解消は進んではきておりますが、依然として多額でありまして、今後なお

一層の取り組みの強化をする必要があるものと思われま

す。また、不納欠損につきましては、負担の公平性に配慮して特に慎重を期することが必要だと思

います。歳出面は、財政規律を重んじた財政運営に取り組まれるとともに、常に町民のニーズを的確にとらえ最小の経費で最大の効果を上げるべくあらゆる角度から検討を重ね、真に町民のための財政運営を進めるため、常に予算の管理執行状況を把握し、より効果的で効率的な執行に努められるよう要望をいたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯数は前年度と比較しまして55世帯減少しております。被保険者数は218人減少しております。歳入面では、被保険者の減少等により国保税が前年度と比較して2,283万3,000円の減収となりますとともに、療養給付費等交付金、県支出金が減額となりましたが、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の増額により歳入全体では7,280万9,000円の増額となっております。

一方で、収入未済額がこれまでの徴収努力の継続によりまして、初めて1億円を下回ったことは評価できるものと思

います。なお、平成26年度に不納欠損処理した額は992万5,000円で、前年度と比較して1,155万6,000円減少をしております。平成26年度末までの滞納累計額は9,124万5,000円ありまして、徴収努力の積み重ねにより毎年縮減をしておりますが、依然として高額になっており、執行停止中のものも加味すると今後とも滞納を縮減する努力が求められるものと思

います。現在の国民健康保険の財政状況でございますが、実質単年度収支も黒字となっており、準備基金の積み立ても条例で定められております上限に近いところまで積み立てられておりまして、安定をしているのではないかと考えられます。医療費が毎年増加する中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題でありまして、その安定化のためには疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められております。特定健診の受診率向上による疾病予防に向けてなお一層取り組まれるとともに、引き続き収納率向上対策に努めていただくよう要望をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行されまして、制度運用から7カ年が経過をしておりますが、制度は定着をして現段階では現行制度が継続するのではないかと考えられます。

次に、下水事業特別会計について申し上げます。平成26年度の公共下水道の事業量は、管渠布設600メートル、面整備9.8ヘクタールでありまして、全体で3,299世帯、7,220人が接続可能となっております。平成26年度末現在の管渠総延長は48.0キロメートル、面整備累計は218ヘクタールとなり、水洗化率は80.5%、2,642世帯、5,810人となっております。下水道の普及によりまして快適な生活と河川の浄化が進み、その効果は次第にあらわれてきております。

現在、事業認可を受けている233ヘクタールが完了後は事業の展開を凍結の方向で検討中とのことでありますが、慎重に検討されることを要望をいたします。

また、一方で浄化センターの機器等の老朽化が進み、長寿命化対策が計画をされておりますが、これらの財源を確保するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進することが求められております。このような状況の中で平成26年度末における財政状況でございますが、起債残高が26億587万2,000円あります。その償還や事業推進に必要な費用及び維持管理に要する財源を使用料で賄っておるわけでございますが、不足額は一般会計からの繰入金で補っております。平成26年度における下水道費の基準財政需要額算入額が1億29万4,000円あります。したがって実質的な一般会計の負担額は1億883万7,000円であることも考慮して運営に当るべきであると思っております。

それから、特筆すべき点でございますが、供用開始当初から下水道使用料の使用料徴収の手続が一部欠落をしたことによりまして、未調定、未徴収が発生した件の対応であります。この件に関しましては、地方自治法に基づき過去5年前にさかのぼって平成20年度に調定された使用料は598万423円ありますが、平成26年度末現在の納入済額は471万347円あります。収入未済額が127万76円に減少してきたことは徴収努力の結果と一定の評価ができるものと思われまます。今後とも確実な債権の確保と徴収手段を明示した上で適切に履行されることを強く要望をいたします。

次に、介護認定審査特別会計について申し上げます。3町による認定審査は的確、スムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密にして、適正な審査が行われるように要望をいたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成26年度の要介護、要支援の申請数は872件でありまして、前年度と比較しまして76件減少をしております。申請者のうち非該当は7件となっております。今後、保険給付費の増加が見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と安定的な保険事業運営が求められております。このため、保険料の収入確保は必要不可欠であります。今後とも収入未済額を増加させないよう努めていただくよう要望をいたします。また、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できますように、円滑な運営を図って行かれますよう要望をいたします。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入されました畑地かんがい用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に1市3町で設置された会計であります。平成21年度から事業を開始しております。財政状況でございますが、収入未済額もなく、積立金を積み立てるなど順当で安定した運営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望をいたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成26年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告を申し上げます。

決算審査は、去る6月19日から6月25日までの間の中で、役場におきまして書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月13日に講評を兼ねて町長に提出をいたしました。

その概要について御報告申し上げます。審査の期間でございますが、6月19日から6月25日までの間のうち実質5日間でございます。審査の方法でございますが、町長から提出された決算書類及び附属書類が地方公営企業法、その他関係法令に基づき作成をされているか、また、水道事業の経営成績、財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳簿、証拠書類、関係帳簿など通常実施すべき審査手続及び必要とする審査を実施しました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に基づき作成をされ、その計数は正確であり関係帳簿と符号し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、本年度の給水人口は1万8,852人で、前年度より53人減少するとともに、有収水量も1万6,556立方メートル減少をしている反面、漏水が増加をし、年間総配水量は前年度と比較して6,645立方メートル増加をしております。なお、漏水対策等の効果もありまして、有収率は87.2%と高い水準を維持をしております。施設利用率も上昇しておるなど、同類型の団体の経営指標、施設利用率50.80%、最大稼働率63.91%、負荷率79.52%を上回っております。効率的な業務運営がなされたものと評価できます。

次に、経営成績についてであります。本年度は地方公営企業法が大幅に改正施行されております。損益計算におけます収益及び費用の計上区分に変更がありました。しかし、損益の額は特別損失を除けば改正前の計上方法と同額となるようなシステムになっております。

本年度の経営成績は、損益計算書のとおりであります。収益では、営業収益は給水収益が減少しましたが、その他の営業収益が増加し微増でありました。また、営業外収益に過去に国庫補助金、負担金等で取得した資産のうち、当年度減価償却費相当額が長期前受金として新たに計上されることになりました。そのことにより全体の収益額は前年度を5.7%上回っております。また、費用では営業費用は資産減耗費が減額となりましたが、長期前受金相当額が減価償却費として加算されることになり2.5%の増額となっております。営業外費用は、支払利息が7.1%減少しております。これらの結果、純利益は前年度より1,843万3,969円増加し、3,748万2,804円となっております。

経営状況につきましては、経営分析での指数が経営指標と比較してほぼ同程度であります。若干であります。下回っている部分もありますので、改善を図っていく必要があると思われま。

次に、財政状態についてであります。地方公営企業法が改正施行されたことに伴いまして、財政状態を示す貸借対照表につきましても、計上区分が大幅に変更されております。大幅な改正点でございますが、従来、資本金として扱われてきました借入資本金、企業債残高でございますが廃止をされ負債に計上されることになりました。また、資本剰余金として計上されておりました国庫補助金、工事負担金が負債に計上されることになりまして、資本が大幅に減少し、負債の額が大幅に増加する結果となっております。

今年度末における財政状態は、貸借対照表のとおりであります。資産の部では、有形固定資産で過去に国庫補助金、工事負担金等で取得した構築物の平成26年度までの減価償却費相当額が減少をしております。機械及び装置、建設仮勘定が増額しましたが、構築物の減少額が大きく影響し固定資産全体では6.2%の減少となっております。流動資産では、現金預金が増額をしております。

負債の部でございますが、借入資本金でありました企業債残高が負債として計上されることになったために、新たに固定負債に企業債残高のうち翌々年度以降償還予定額が計上されるとともに、退職給付引当金が新たに計上され同額が修繕引当金から振りかえられております。

また、流動負債は企業債の翌年度償還予定額が新たに流動負債として計上をされております。なお、国庫補助金、工事負担金が資本から負債に変更されたことによりまして、新たに負債に繰延収益が設定をされ、平成26年度までに収納された額が長期前受金として計上され、平成26年度までに減価償却された累計額が長期前受金収益化累計額として減額計上をされております。このことによりまして、全体の負債額が35億7,919万2,517円増加する結果となっております。

資金運用面では、流動資産が流動負債を大幅に上回っておりまして、安定していると言えます。

資本金の部では、借入資本金が負債に計上されることになりましたために、大幅に減少をしております。

剰余金の部でございますが、国庫補助金、工事負担金が負債として計上されることになりましたため、資本剰余金が大幅に減少をしております。利益剰余金は黒字決算により増加をしております。

以上のことから、資本全体では38億8,935万1,571円の大幅な減額となっております。年度末における財政状態は安定をしているとは言えますが、企業債未償還残高が高額でありますことからさらなる経営努力が望まれます。

分析による現状の評価は以上のとおりであります。平成26年度の経営状況をみますと、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より減少し、経営の根幹であります営業収益も若干減少しましたが、その他の営業収益が増加するとともに、法改正によりまして国庫補助金、工事負担金で取得した資産のうち当年度の減価償却費相当額が営業外収益の長期前受金として計上されることになりましたために、収益合計では前年度と比較して

5.7%増加をしております。一方、費用面でございますが、減価償却費が収益の長期前受金と同額が増額することになりましたために、資産減耗費、支払利息が減少したことが要因となりまして1.4%の増にとどまっております。このため純利益は前年度を1,843万3,969円上回る3,748万2,804円となっております。

資本的収支につきましては、収入では企業債が4,000万円増加、工事負担金が108万176円増加をしております。全体では、4,108万176円の増となっております。支出面でございますが、配水管布設替等の工事等の減少によりまして一般改良費が2,241万4,162円減少をしております。

経営状態につきましては、企業債の元利償還金が給水収益の50%を超える状況が続くとともに、多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するものと思われまます。このような中で、給水人口は減少傾向が続いておりまして、今後の水道事業経営に当たりましては、業務のさらなる効率化に向けた取り組みと安全で良質な水の安定的な供給に向けて町民に信頼をされる水道事業の執行を要望するものであります。

なお、給水原価が前年度より7.1円安くなりまして、供給単価とほぼ同額になりました。今後とも徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえた企業努力を要望いたします。

以上、御報告申し上げましたが、公営企業法が平成26年度に大幅に抜本改正されまして、経理の方法が変わっております。特に、バランスシート、貸借対照表については比較貸借対照表が意見書に掲載してありますが、全く去年とは違ったことになっております。そのことを申し上げまして、報告を終わりたいと思います。

---

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、この後11時35分より議員協議会を開催いたします。

お疲れさまでした。

午前11時25分散会

---